

太陽光発電設備に関する条例制定

町では太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去などに関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、町の自然環境、生活環境などの保全を図り、町民の安全で安心な生活を確保することを目的とし、「大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」を制定しました。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

● 条例施行日 7月1日



詳しくはこちら

● 問い合わせ  
役場環境保全課 環境保全係  
☎096(293)3113

納税通知書を送付します

● 軽自動車税(種別割)

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書を送付しました。手元に届かない場合は、お問い合わせください。〈身体障害者手帳などを持っている〉身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。(要件あり)  
※減免は普通車を含め1人1台まで、

● 問い合わせ  
役場税務課 固定資産税係  
☎096(293)3117



詳しくはこちら

申請は毎年行ってください。 ※申請期限を過ぎた場合、減免を受けることはできません。

● 申請期限 5月24日(水)

● 固定資産税

令和5年度固定資産税納税通知書を5月8日(月)付けで発送します。課税明細書を同封しますので、課税物件と現況に相違がないか確認してください。

● 納付期限

(軽自動車税・固定資産税第1期) 5月31日(水)

● 新たな納付方法に対応します

固定資産税と軽自動車税の支払いに、地方税共通納税システムを利用することが出来ます。地方税共通納税システムとは、地方税共通機構が管理運営するeLTAAXを利用して、全ての地方公共団体へ自宅や職場のパソコン・スマートフォンなどから電子納付が可能となるものです。

● 利用方法

「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に印刷された二次元バーコードやeL番号を使って納付手続きをしてください。

● 問い合わせ  
役場税務課 固定資産税係  
☎096(293)3117



詳しくはこちら

スマホアプリで納付ができます

スマホアプリの決済機能を利用して、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、町の税金・料金を納付することができます。

● 利用できるスマホアプリ

- ・ Paypay 請求書払い
- ・ LINE Pay 請求書払い
- ・ Pay B
- ・ 支払秘書
- ・ JicoIn 請求書払い
- ・ d払い 請求書払い
- ・ aupay (請求書払い) 支払い方法や対応科目など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



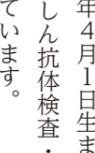
詳しくはこちら

● 問い合わせ  
役場税務課 管理係  
☎096(293)3117

男性対象の風しんクーポン券の有効期限を延長します

風しんの流行を受けこれまで公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しん抗体検査・予防接種を無料で行っています。対象者には、令和4年4月にクーポン券を郵送しています。郵送したクーポン券の有効期限は令和5年3月末と

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
☎096(294)1075



詳しくはこちら

なっていますが、令和6年3月末まで延長したため、期限が切れても引き続きご利用できます。詳しくはクーポン券に同封した案内書をご確認ください。転入や紛失などで大津町発行のクーポン券を持っていない人で、抗体検査を希望する場合は子育て・健診センターへお問い合わせください。

● 対象者 昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性

● 期限 令和6年3月末  
※期限内にクーポン券を使用してください。

● 問い合わせ  
健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075

新生児聴覚検査費を助成します

新生児の聴覚に関する異常の早期発見、早期療育につなげるために、新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行っています。

● 助成対象者

- 次の①〜③を満たす人。  
① 令和5年4月1日以降に出生した新生児の保護者  
② 検査実施日に町に住民票がある新生児と新生児の保護者  
③ 聴覚検査に関して他市町村の助成を受けていない人

● 対象となる検査  
自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)

次のとおりです。

● 助成対象者

- ① 医療用かつらの購入日および申請時に町に住所がある人  
② がんや診断され、その治療を行っている人  
③ 治療に伴う脱毛により、就労や社会参加などに支障があり、医療用かつらが必要な人

● 補助金額

対象者一人につき2万円または医療用かつら購入経費の2分の1の額の低い額を予算の範囲内で助成します。(一人1回限り)

● 申請方法

- 医療用かつらを購入した日から1年以内に次の書類を添えて申請してください。  
① 脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証明する書類(治療説明書など)  
② 医療用かつらを購入したことを証明する領収書(本人の宛名と購入店舗名・印鑑があるもの、レシート不可)  
③ 本人を確認する書類(代理申請の場合は代理人本人を確認する書類)

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075



詳しくはこちら

※受診当日に住民票が大津町にある人が対象です。  
● 期限 10月31日(火)  
● 自己負担額 1,000円  
● 受診に必要なもの  
歯周病検診票  
※個別通知の中に同封しています。治療などが必要な場合は、保険証が必要となります。

● 指定医療機関

個別通知や町のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

● 内容

口の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075

※歯周病検診を受けると受診歯科機関にある二次元コードを読み込み健康ポイント40ポイントを獲得できます。

医療用かつら購入経費を助成

町では、がんを治療されている人の就労や社会参加など生活の質の向上を図るために、医療用かつら購入費の一部を助成します。対象者および内容は

太陽光発電設備に関する条例制定

町では太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去などに関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、町の自然環境、生活環境などの保全を図り、町民の安全で安心な生活を確保することを目的とし、「大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例」を制定しました。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

● 条例施行日 7月1日



詳しくはこちら

● 問い合わせ  
役場環境保全課 環境保全係  
☎096(293)3113

納税通知書を送付します

● 軽自動車税(種別割)

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書を送付しました。手元に届かない場合は、お問い合わせください。〈身体障害者手帳などを持っている〉身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。(要件あり)  
※減免は普通車を含め1人1台まで、

● 問い合わせ  
役場税務課 固定資産税係  
☎096(293)3117



詳しくはこちら

申請は毎年行ってください。 ※申請期限を過ぎた場合、減免を受けることはできません。

● 申請期限 5月24日(水)

● 固定資産税

令和5年度固定資産税納税通知書を5月8日(月)付けで発送します。課税明細書を同封しますので、課税物件と現況に相違がないか確認してください。

● 納付期限

(軽自動車税・固定資産税第1期) 5月31日(水)

● 新たな納付方法に対応します

固定資産税と軽自動車税の支払いに、地方税共通納税システムを利用することが出来ます。地方税共通納税システムとは、地方税共通機構が管理運営するeLTAAXを利用して、全ての地方公共団体へ自宅や職場のパソコン・スマートフォンなどから電子納付が可能となるものです。

● 利用方法

「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に印刷された二次元バーコードやeL番号を使って納付手続きをしてください。

● 問い合わせ  
役場税務課 固定資産税係  
☎096(293)3117



詳しくはこちら

スマホアプリで納付ができます

スマホアプリの決済機能を利用して、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、町の税金・料金を納付することができます。

● 利用できるスマホアプリ

- ・ Paypay 請求書払い
- ・ LINE Pay 請求書払い
- ・ Pay B
- ・ 支払秘書
- ・ JicoIn 請求書払い
- ・ d払い 請求書払い
- ・ aupay (請求書払い) 支払い方法や対応科目など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



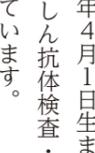
詳しくはこちら

● 問い合わせ  
役場税務課 管理係  
☎096(293)3117

男性対象の風しんクーポン券の有効期限を延長します

風しんの流行を受けこれまで公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、風しん抗体検査・予防接種を無料で行っています。対象者には、令和4年4月にクーポン券を郵送しています。郵送したクーポン券の有効期限は令和5年3月末と

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
☎096(294)1075



詳しくはこちら

なっていますが、令和6年3月末まで延長したため、期限が切れても引き続きご利用できます。詳しくはクーポン券に同封した案内書をご確認ください。転入や紛失などで大津町発行のクーポン券を持っていない人で、抗体検査を希望する場合は子育て・健診センターへお問い合わせください。

● 対象者 昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性

● 期限 令和6年3月末  
※期限内にクーポン券を使用してください。

● 問い合わせ  
健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075

新生児聴覚検査費を助成します

新生児の聴覚に関する異常の早期発見、早期療育につなげるために、新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行っています。

● 助成対象者

- 次の①〜③を満たす人。  
① 令和5年4月1日以降に出生した新生児の保護者  
② 検査実施日に町に住民票がある新生児と新生児の保護者  
③ 聴覚検査に関して他市町村の助成を受けていない人

● 対象となる検査  
自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)

次のとおりです。

● 助成対象者

- ① 医療用かつらの購入日および申請時に町に住所がある人  
② がんや診断され、その治療を行っている人  
③ 治療に伴う脱毛により、就労や社会参加などに支障があり、医療用かつらが必要な人

● 補助金額

対象者一人につき2万円または医療用かつら購入経費の2分の1の額の低い額を予算の範囲内で助成します。(一人1回限り)

● 申請方法

- 医療用かつらを購入した日から1年以内に次の書類を添えて申請してください。  
① 脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証明する書類(治療説明書など)  
② 医療用かつらを購入したことを証明する領収書(本人の宛名と購入店舗名・印鑑があるもの、レシート不可)  
③ 本人を確認する書類(代理申請の場合は代理人本人を確認する書類)

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075



詳しくはこちら

※受診当日に住民票が大津町にある人が対象です。  
● 期限 10月31日(火)  
● 自己負担額 1,000円  
● 受診に必要なもの  
歯周病検診票  
※個別通知の中に同封しています。治療などが必要な場合は、保険証が必要となります。

● 指定医療機関

個別通知や町のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

● 内容

口の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など

● 問い合わせ  
役場健康保険課 健康推進係  
(子育て・健診センター内)  
☎096(294)1075

※歯周病検診を受けると受診歯科機関にある二次元コードを読み込み健康ポイント40ポイントを獲得できます。

医療用かつら購入経費を助成

町では、がんを治療されている人の就労や社会参加など生活の質の向上を図るために、医療用かつら購入費の一部を助成します。対象者および内容は